

令和4年度 国立市立国立第三小学校 学校いじめ防止基本方針

学校いじめ防止基本方針の意義

いじめの問題は、児童・生徒が楽しく生き生きと学校生活を送ることを妨げる重大な人権上の問題です。児童（生徒）の尊厳を守るために、保護者や地域の皆様と連携して、いじめの問題に真剣に取り組んでいきます。基本方針は、本校におけるいじめの問題を克服し、児童（生徒）の尊厳を保持する目的のもと、いじめ防止対策推進法及び国立市いじめ防止対策推進条例等に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めます。

いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、当該児童（生徒）に対して、当該児童（生徒）と一定の関係にある他の児童（生徒）が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童（生徒）が心身に苦痛を感じているものをいう。

いじめの理解と防止

いじめは、どの学校でも、起こりうるものである。いじめの問題は、多くの児童（生徒）が入れ替わりながら被害も加害も経験することに加えて、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の立場になることもある。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする。

このため、いじめの防止にあたっては、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童（生徒）に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図ることが必要である。

いじめ問題への取組の基本的な考え方

いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得るという認識の下、常に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は速やかに解決する必要がある。とりわけ、児童（生徒）の尊い命が失われることは決してあってはならず、被害拡大防止のため早期発見・早期対応を基本として取組を講じることが必要である。

いじめを生まない・許さない学校づくりを行う。

児童（生徒）をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動をうながす。

教員の指導力の向上と組織的対応に取り組む。

保護者・地域・関係機関と連携して取り組む。

学校のいじめ防止等の具体的な取組

| | 未然防止 | 早期発見・早期対応 | 重大事態への対応 |
|------------------------|--|--|--|
| いじめを生まない・許さない学校づくり | <ul style="list-style-type: none"> ○学校経営方針への明示と共通理解 ○全校朝会での校長講話 ○一人一人の人権を尊重した学級経営と関わり ○生活月目標・三小ファイブの取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○SCによる5年生に対しての個別面接 ○SCによる対象児童面接 ○SCの役割の明確化 ○ふれあい月間アンケート | <ul style="list-style-type: none"> ○原因究明と対策 ○再発防止の体制づくり |
| 児童（生徒）のいじめ解決に向けた主体的な行動 | <ul style="list-style-type: none"> ○「あいさつプロジェクト」 ○「思いやりの木」活動 ○学校改善プロジェクト | <ul style="list-style-type: none"> ○ふれあい月間アンケート（周囲の子についての記述） ○相談し、助け合う雰囲気づくり | <ul style="list-style-type: none"> ○特別活動での再発防止の取組 |
| 教員の指導力の向上と組織的対応 | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止基本方針の確認 ○いじめに関する研修、人権教育研修 ○道徳授業の充実 ○いじめに関する授業 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策委員会への報告徹底 ○学校いじめ対策委員会の定期開催 ○生活指導全体会、夕会での共通理解 ○週番による校内巡回 ○相談窓口の周知 | <ul style="list-style-type: none"> ○被害児童の安全確保と心のケア ○加害児童と加害児童保護者への支援とケア ○教育活動の早期正常化 ○継続相談、観察 |
| 保護者・地域・関係機関との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ○保護者会での基本方針説明と啓発 ○道徳授業地区公開講座 ○学校評議員会での報告と意見交換 ○弁護士によるいじめ防止授業 ○地域、保護者による見守り活動 | <ul style="list-style-type: none"> ○家庭訪問、個人面談での情報共有 ○保護者への情報提供、相談体制 ○PTA等の組織の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関、専門家との相談、連携 ○犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案について警察と連携 ○市教委及び市長部局が実施する調査への協力 ○再発防止の協議 |

学校でのいじめ防止等のための組織

